

令和6年度第6回岐阜県事業評価監視委員会 議事要旨

1. 日時：令和6年12月25日（水）13：30～15：40

2. 場所：岐阜県議会棟1階 第1会議室②

3. 出席委員

岐阜大学 教授	篠田 成郎 委員長
岐阜大学 教授	沢田 和秀 副委員長
岐阜工業高等専門学校 教授	水野 剛規
岐阜大学 教授	三井 栄
岐阜県弁護士会 弁護士	池田 紀子
岐阜商工会議所 副会頭	井手口 哲朗
岐阜県農業協同組合中央会 専務理事	川村 規明生
岐阜県森林組合連合会 常務理事	神原 和義
一般財団法人 岐阜県地域女性団体協議会 副会長	河野 美佐子
岐阜県商工会女性部連合会 副会長	長沼 恵子
公募 団体職員	波能 寿子
公募 無職	藤寄 眞起
公募 会社員	堀 朱実

4. 議事要旨署名委員の指名

委員長が議事要旨署名委員に池田委員、川村委員、神原委員を指名。

5. 議事

(1) 再評価箇所の説明及び審議について

- 1) 道路改築事業（交付金事業分）「一般国道418号 丸山バイパス工区」
- 2) 道路改築事業（交付金事業分）「一般国道156号 福島バイパス工区」
- 3) 街路事業「都市計画道路 新所平島線 平成工区」
- 4) 大規模特定河川事業・広域河川改修事業「一級河川 境川」
- 5) 総合流域防災事業「一級河川 肥田川」
- 6) 総合流域防災事業「一級河川 江名子川」
- 7) 河川総合開発事業「水無瀬生活貯水池」

6. 議事要旨

(1) 再評価箇所の説明及び審議について

1) 道路改築事業（交付金事業分）〔事業主体 岐阜県〕

「一般国道 418 号 丸山バイパス工区」

説明者：道路建設課 高木幹線道路企画監

【審 議】

川村委員	<p>ダムの完成によって水没する現道（418号）の代替え道路との説明であったが、現道が水没するのはいつ頃か。現道の交通量はどの程度か。</p> <p>対応方針（案）のスライドで、「産業振興の推進に寄与する」とあるが、想定している産業はなにか、また、その産業がどうなるのか。</p>
説明者	<p>現道の水没する時期であるが、ダムの完成予定が令和18年度であるため、令和18年頃になると考える。</p> <p>現道の交通量は3,300台/日である。計画交通量は3,900台を見込んでいる。</p> <p>産業については、元々、産業が活発な地域ではないが、道路が出来ることにより、東農地域と中濃地域が安全な道で結ばれる。その結果として、産業が活発になる影響が考えられるとの評価である。</p>
川村委員	<p>特に、どの産業がというわけではないのか。</p>
説明者	<p>そのとおりである。</p>
沢田副委員長	<p>現在整備中の区間の東側に接続する現道が機能しないと、本事業の整備効果を十分に得ることが出来ないと考えているが、対策はしているか。</p>
説明者	<p>東側は県道に接続する。現道では幅員の狭い区間があるため、別の事業で順次整備を進めていく。</p>
沢田副委員長	<p>今のところは、事業化の計画が立っていないということか。</p>
説明者	<p>一部で事業を実施している箇所がある。</p>
篠田委員長	<p>審議対象の事業には含まれていない別の事業ということか。</p>
説明者	<p>そのとおりである。</p>
篠田委員長	<p>資料 P13 の費用対効果分析資料で、交通事故減少便益の値が「-0.5」から「1.7」に変わっている。この点について説明をお願いする。</p>
説明者	<p>マニュアルの改定により、交通事故損失算定式が変更になったことによる影響がある。</p> <p>また、前回の交通事故減少便益の算出では、事故率の低い高速道路から、丸山バイパスへ、500台/日の交通量が転換される計画であったため、マイナスの評価となっていた。</p> <p>今回の評価にあたり、交通量分析をしたところ、高速道路からの転換がなくなったため、プラスの評価となった。</p>
篠田委員長	<p>高速道路からの転換がなくなると、交通量が減少するため、便益が減少</p>

	すると考えられる。影響はなかったか。
説明者	様々な要因がプラスとマイナスに働いた。その結果が、今回の値となったということである。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

2) 道路改築事業（交付金事業分）〔事業主体 岐阜県〕

「一般国道156号 福島バイパス工区」

説明者：道路建設課 高木幹線道路企画監

【審 議】

水野委員	現道に平行する形でバイパスを計画しているということか。
説明者	バイパス区間と現道拡幅区間の両方で計画している。福島1号トンネルはバイパスであり、福島第2トンネルは現道拡幅である。
篠田委員長	資料P20 今後の方針（案）で、「地元住民、白川村、地元建設促進期成同盟等から強い要望がある」と記載があるが、東海北陸自動車道を通行することの出来ない危険物を運搬する事業者からの要望のほうが強いのではと考えるが、県への要望はないか。
説明者	県へ直接の要望はないが、白川村を通して間接的に要望をいただいている。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

3) 街路事業〔事業主体 岐阜県〕

「都市計画道路 新所平島線 平成工区」

説明者：都市整備課 杉江課長

【審 議】

神原委員	4車線化することで、混雑は緩和されるのか。
説明者	現在は2車線で踏切があるため、踏切を回避して市街地に行く車もあるが、4車線化しアンダーパスとすることで、踏切で止まることなく、国道22号に直接アクセスできるなど、混雑の緩和に大きな効果がある。
神原委員	工法として、線路の上を越える方法もあるが、ここでは交通量が多いため出来ないのか。
説明者	道路を上げたほうが良いか、下げたほうが良いかは、費用など比較検討をして決定している。
水野委員	事業費が約50億円増加している。資料P10よりアンダーパスの工事費が約39億円増加しているとのことであるが、この中には、現在価値化した費用は含まれているか。
説明者	含まれていない。
水野委員	当初からアンダーパスの計画であったが、工事費が約39億円も増加したのはなぜか。
説明者	地質調査を行った結果、地質が悪いことが判明したため、鉄道事業者と

	協議の結果、軟弱地盤対策を行う必要が生じたためである。
篠田委員長	名鉄はオーバースで、JRはアンダースとなる。アンダースとしたのは、経済的な工法を選択したということによいか。
説明者	線路のほうが道路より高い位置にあるため、オーバースの場合、高架区間がアンダースと比較し長くなってしまふ。
篠田委員長	アンダースとすることで工期が長くなり、地元にとってはオーバースのほうが良かったということにはならないか。
説明者	街路事業は、沿線の街づくりも踏まえて実施する必要がある。高架区間が長くなると、沿線の土地利用が難しくなることもあり、街づくりの視点からもアンダースを選択している。
篠田委員長	オーバースにすると、通過交通による経済効果も期待できなくなるということか。
説明者	そのとおりである。
沢田副委員長	地下水位の高い箇所であると、大雨の際に水没の恐れがあるため、ポンプ施設を設置すると思うが、維持管理費にその費用は考慮されているか。
説明者	維持管理費は、通知に基づき、標準的な道路の維持管理費から算出しており、この中には、ポンプ施設の維持管理費は含まれていない。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

4) 大規模特定河川事業・広域河川改修事業[事業主体 岐阜県]

「一級河川 境川」

説明者：河川課 真鍋課長

【審 議】

沢田副委員長	費用対効果の部分詳しく説明いただいたが、説明のスライドを追加いただけると皆さんがより理解できると思う。
説明者	P16の費用対効果分析資料を用いて説明すべきであった。
川村委員	費用対効果分析資料の事業費が300億程増加しているが、間違いないか。
説明者	間違いない。
川村委員	大幅な増額に感じるがいかがか。
説明者	実際の事業費としては、450億が507億に増加した。
川村委員	実際は57億の増加であるが、費用対効果分析資料の事業費では300億増加したということか。
説明者	そのとおりである。社会的割引率4%の複利計算で過去の事業費が上昇するため、現在価値化すると費用対効果分析資料の結果となる。
沢田副委員長	事業開始が昭和63年で、計画規模1/5年で事業を開始し、長年事業を継続してきた中で、状況に応じて見直すということはないか。
説明者	気候変動の影響で、1/5年以上の確率になっていることも考えられる。岐阜県の場合は、内陸県ですべてが一級水系である。一級水系は国が

	基本方針を作成しており、それに基づいて整備をしている。 また、1 / 5年確率の整備が終わっていない状況で、計画を直して、下流から整備を再度開始する訳にもいかない。
水野委員	未整備区間を整備している期間は、整備済み区間は一切手を加えないのか。
説明者	災害等があればその箇所を復旧する。また、老朽化すれば維持修繕は実施している。
水野委員	浚渫は実施するか。
説明者	維持管理の範囲で実施する。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

5) 総合流域防災事業[事業主体 岐阜県]

「一級河川 肥田川」

説明者：河川課 真鍋課長

【審 議】

神原委員	河床に土砂が堆積した場合であるが、従来の河床より下げて浚渫を行うことはあるか。また、掘りすぎて地下水への影響があることはないか。
説明者	従来の河床より掘り下げることはない。また、河床を掘り下げることによる地下水への影響はないと考える。
川村委員	肥田川は1 / 30年の計画である。平成元年と平成11年と短期間で被害が発生したことについて、計画の見直しは行わないのか。
説明者	見直しは行っていない。下流とのバランスを取りながら事業を実施している。仮に、平成30年に津保川で発生したような大きな被害が発生した場合は見直す場合もある。
川村委員	2050年の人口推計が発表されているが、考慮しているか。
説明者	考慮していない。
篠田委員長	人口減少については、公共事業すべてに言えることである。人が少なくなったから事業が不要になるとの考えもあれば、人が減らないように事業が必要との側面もある。本委員会でも議論する場があればよいが、議論した結果をどのように反映するべきか？ということもある。人口減少に関する視点も加味した上で議論できたらよいと考える。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

6) 総合流域防災事業[事業主体 岐阜県]

「一級河川 江名子川」

説明者：河川課 真鍋課長

【審 議】

堀委員	調節池や分水路は具体的にどのようなものか。
説明者	調節池であるが、ため池のようなものである。

	分水路であるが、下水管のようなものを河川から分岐させて、再び河川に戻すもので、河道を拡幅できない区間に設置する。
堀委員	家の下を通るのか。
説明者	道路の下を通すことが多い。
篠田委員長	分水路の設置箇所は宮川との合流部であり、バックウォーターの堰上げで水が流れなくなることがある。分水路としては河積を増やすことによる効果が大きいのではないか。
説明者	分水路には水を貯留する効果もあるが、河積を増やす効果のほうが大きい。
篠田委員長	調節池は通常はどのように利用する計画か。
説明者	今のところは決まっていない。今後、地元と相談して進めていく。
沢田副委員長	環境への配慮についてだが、河川で被害が発生する箇所は護岸の形状が変更している箇所に多く見られると感じる。防災事業を実施する上で、環境への配慮を重視するあまり、護岸が弱くなることはないか。
説明者	護岸のデザインを変更しているだけで、断面としては通っているので問題ない。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

7) 河川総合開発事業[事業主体 岐阜県]

「水無瀬生活貯水池」

説明者：河川課 真鍋課長

水道企業課 陶川課長（利水に関する質問に回答）

【審 議】

水野委員	治水の面はわかったが、利水の面は解決できたのか。
水道企業課長	<p>治水を目的としたダムが必要がなくなれば利水単独でダムを建設することになる。その場合に本来は目的を共有するはずであった管理設備などを利水単独で負担することになり余分なコストが必要になる。そのため、利水単独ダムは非効率になるということがある。</p> <p>また、利水の目的の方は良いかという、別の事業の話になるが、木曾川水系連絡導水路事業という事業がある。この事業に関して、実施主体である国土交通省及び水資源機構より、河川法第16条の2に準じて行われた木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取に対し、岐阜県は「木曾川水系連絡導水路により、徳山ダムを含む木曾川水系ダム群を一体運用する水系総合運用を行うことによって、異常渇水時における可茂・東濃地域の取水制限の緩和が期待され、渇水時以外においても可茂・東濃地域にとって大いに有効であると思われるため、水系総合運用を実施すること。」と岐阜県知事から意見しているところであり、渇水被害の軽減を期待している状況である。先ほどの治水が必要ないことと木曾川水系連絡導水路の状況を受けて事業の参画を中止することとした。</p>

水野委員	木曾川導水路は動き出すのか。
水道企業課長	今年の8月にダム事業の検証が終わり、事業継続という結論が出ている。
川村委員	今の説明で期待できるという語尾であったが、期待できるとはどういうことか。
水道企業課長	もともと木曾川導水路事業に対して、岐阜県の県営水道については自分たちの利水容量、水利権を持っているわけではない。木曾川導水路を使う他の事業者の水が流れてくるわけであるが、その水が木曾川水系に流れることによって、県営水道は副次的に効果を被るもので、私たちの事業ではないが渇水被害の低減の効果がもたらされるので期待できるということである。
川村委員	期待できるというだけで対応が可能という解釈になるのか。
水道企業課長	木曾川導水路の検証の時に、国もどういった効果があるかを明示しており、効果については確度の高いものと認識している。
川村委員	工事の写真のビフォーアフターだが、写真を見る限り、それほど断面が変わらないように見えるが、相当効果があるのか。
説明者	だいぶ拵げている。コンクリートが新しい部分については拵がっている。少しわかりにくいですが、上の写真は段差があるが、下の写真では段差がなくなっており、その分掘り下げている。
篠田委員長	平成22～26年度にかけて工事が行われたということは、前回、令和2年度の事業評価監視委員会の際にはこの効果が入っているはずである。その時は工事の効果を入れて検証していたか。
説明者	令和2年度の際は見込んでいない。
篠田委員長	今回、ダム検証を行うこととなったから治水の部分をしっかり検証した。前回は、ダムを中止するという話はなかったし、継続するかどうかもストップしている状況であったからここまで詳しく検証しなかった。今回は中止という方向を打ち出すにあたって、もう一度きちんと本当に大丈夫かということ調べたと、そういうスタンスで説明いただいたということによいか。
説明者	そのとおりである。
篠田委員長	利水に関しては、ダムが造られて出来上がる頃には、もう一つのオプションが実現している、若しくは実現しそうな感じになっているから、大丈夫だという理解で良いか。 事業がどんどん先延ばしになり、これが10年後とかになると、やっぱりダムを造った方が良かったとかいう話にならないか。
水道企業課長	ダムの建設には相当な時間がかかる。水無瀬ダムを単独で造る場合もそうであるが、木曾川導水路は継続が決まり見込みではあるがスケジュールを示している状況であり、水無瀬ダムと同等のスピードで事業が進むのであれば水無瀬ダムを造る必要がなくなると考えている。導水路は今のところ令和18年度に完成のスケジュールになっている。

篠田委員長	同じぐらい期間がかかる。住民の方々にとっては、どちらに転んでも安心は担保されているということか。
水道企業課長	そうである。
水野委員	15年くらい前にダム検証の検討の話が出て、その時に1/10年という話になったと思うが、今も変わっていないということで良いか。
説明者	変わっていない。
水野委員	社会情勢がだいぶ変わってきていると思うが、これは継続していくものか。
説明者	1/10年という数字は河川の規模ごとでいろいろと違うのだが、短期的に河川整備計画を作るときに30年かけてやっていくだろうという単位を対象に検証してくださいという話で、水無瀬川くらいの規模であれば1/10年でやることになる。長期でやると比較対象として50年後とかでやってもなかなか評価しづらいので、目先の2、30年で比較しなさいというものである。
川村委員	中止の判断は最終的にどのようにされるのか。
説明者	普通の河川事業であれば県として終わりであるが、ダム検証の場合は国土交通大臣から要請がきているので、この委員会で中止を審議いただいたら、国土交通省へ話をあげ、社会資本整備審議会の委員の方々に議論いただき、やめる場合に代替案が問題ないかなどを審議して、そのあと正式に中止となる。
事務局	補足させていただくと、県の評価委員会で審議いただく案件をすべての審議が終わった段階において、委員会として県の方に意見書というものを提出いただくことになっている。今回の審議でも1件ずつに対して「事業実施主体の対応方針を了承する」というような形でご意見を伺っているが、すべての審議が終わった段階で全体に対して委員会として審議の結果を意見書として県にいただくことになる。その意見書をいただくと、県は委員会の意見を尊重するようなかたちで対応方針を決定するという手続きを行い、それをもって県の対応方針が決定するというかたちになる。そのあとの手続きは、先ほど河川課長が説明された流れとなる。
藤寄委員	利水者から事業への参画を中止する意向を確認したとあるが、どのように確認したのか。
説明者	具体的には、公文書でのやり取りを交わしている。私、河川課長名で水道企業課長へ事業者としてどうしますかというスタンスで、先ほど水道企業課長が口頭で説明した内容を公文書で回答いただき、それをもって記録として残している。
川村委員	費用対効果分析の中で、利水の部分は入っているか。
説明者	利水の部分は入っていない。
川村委員	利水の部分を入れるとどうなるかなど、そういった分析はされていないのか。

水道企業課長	利水については、水量の算定は実施しているものの、治水と合わせた基本協定というものをまだ交わしていない状況。事業化する前の段階でダム検証に入ってしまったので効果の算定はしていない状態で今日に至っている。
川村委員	先ほど事業費の内訳で21億対39億という話があったが、事業費が39億ぐらいでも効果算定段階に入らないということか。
水道企業課長	事業費の負担割合の算定はしたが、そこまでで止まっている状態である。
説明者	平成13年4月建設採択とあるが、これはあくまで国土交通省としての治水事業のことで、多目的ダムをつくる場合は治水側が立ち上がった後に費用を算出して、厚生労働省、今は水道事業も国土交通省所管になったのでややこしいが、旧厚生省の方に補助金を申請して認められれば水道事業として事業化という形になるが、この前の段階で止まっているので、水道としてはまだ事業化されていない、そのためB/Cも算出していない。
川村委員	総事業費の60億円という事業費はなぜ出てくるのか。
説明者	計画としての数字は作り、そのうち治水は事業化していて利水に関しては事業化する前、いわば内部の数字の段階である。
篠田委員長	公的になるとB/Cを算出しなければならないが、公的にする前の段階ということでよいか。
説明者	そのとおりである。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「中止」を了承する。

（以上）